

るよし、不實利口を申たりけるを、僧正かへりき、給て、いきどほりて、起請文を書て、三塔に披露せられけり、其詞に云、

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者、恐貽狐疑於先賢、方致狼藉於後輩者歟、因茲令對三寶披陳此事、

持律の人に、そら事を申付たるむくいとして、くるひありきけるとぞ、起請のおこりこれなり、

〔徒然草下〕比叡山に、大師勸請の起請といふ事は、慈惠僧正書始給ひけるなり、起請文といふ事、法曹にはそのさたなし、いにしへの聖代、すべて起請文につきて行はる、政はなきを、近代此事流布したる也、又法令には、水火に穢をたてず、入物にはけがれあるべし、

起請文制度

〔御成敗式目追加〕一諸人相論事

右證文顯然之時者、不及子細、若證文不分明者、可致叙用證人申狀也、又證文顯然之時者、證人申狀不能叙用歟、又證文與證人共以不分明者、可及起請文歟、證文證人顯然之時者、不及起請文也、

〔新御式目〕政務事 正應六五廿五(五一本作七)評

任先例可被召評定引付衆、并奉行入等起請文、且不可取賄賂之由、可被召奉行入誓狀、於無足之輩者、可有御恩、至廉直之仁、可致賞翫歟、

〔殿中申次記〕定申次御法條々

一依歡樂不參之時者、兼日以誓文狀可被申之、○中略

正月朔日 長祿二戌寅 御對面記

〔憲教類典三ノ病氣十四〕慶安五壬辰年

御供番之時、御番衆煩之節、組頭江斷狀、

一筆致啓上候、私義明日之御供番ニ可罷出候得共、何煩ニ而、日本之神、御供番可相勤體ニ無御座